破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７９６号

千葉市若葉区都賀１丁目２番８号
債務者　株式会社ベーシック
代表者代表取締役　岸本　盛雄
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　博江
4　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１７号

千葉市若葉区加曽利町475番地１
債務者　千葉電機株式会社
代表者代表取締役　庸屋　伸之
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４９号

相模原市南区東林間４丁目19番15号　サンピア東林間304号
債務者　宮下　真二
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　破産債権の届出期間　平成25年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後４時

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３６５号

川崎市高津区久末1972番地６
債務者　ケィ・ディー・エム株式会社
代表者代表取締役　檀原　啓治
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澄川　　圭
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号

千葉県鎌ケ谷市道野辺中央２丁目１番43号
債務者　有限会社東武通商
代表者代表取締役　佐々木吉美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白方　太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３２号

石川県七尾市南藤橋町子部55番地
債務者　関軒建設株式会社
代表者代表取締役　関軒　秀行
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午前11時45分

金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７４号

兵庫県加古郡播磨町宮西３丁目10番18号
債務者　株式会社広建ホームサービス
特別代理人　岡田　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前10時

神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７１号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島250番地３
債務者　有限会社宮岸解体工業
代表者取締役　宮岸　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時15分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９４号

鳥取県鳥取市南栄町33番地22
債務者　サンダイス工業有限会社
代表者代表取締役　山本　貞子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号

兵庫県たつの市揖保町西構151番地
債務者　有限会社真安薬局
代表者代表取締役　瀬戸　弘大
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所龍野支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５２６号

名古屋市中村区豊国通２丁目６番地　ヴィラージュＫ203号
債務者　鳥居　利一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　博之
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２７号

名古屋市中村区宿跡町２丁目45番地の５　宝マンション中村公園西707号、従前の住所名古屋市中村区宿跡町２丁目45番地の11
債務者　鳥居　武史
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　博之
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３２号

仙台市若林区大和町５丁目11番32―1002号
債務者　広瀬　俊昭
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係